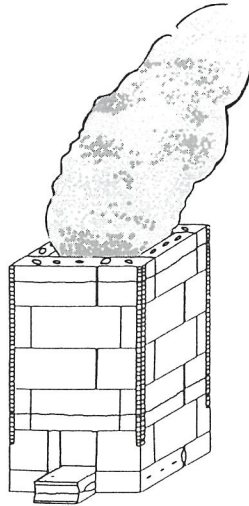


はかりの定期検査

商店・工場・病院や学校などで、はかり（計量器）を取引、証明に使用している方は、2年に1度定期検査を受ける必要があります。この検査は“計量法”で定められていて、受けない場合は罰則が適用されることがあります。必ず検査を受けましょう。

2月20日	大 総 会 館	午前10時30分～正午
2月20日	上 堺 会 館	午後 1 時30分～3時
2月21日 2月22日	横 芝 町 役 場	午前10時30分～午後3時

- ◆計量器（増おもり・分銅など）検査手数料（1台につき500円～1,800円）をお持ち下さい。
 - ◆検査指定日に都合の悪い方、新たにはかりを購入した方、検査を受けていないはかりを使用している方は連絡して下さい。
 - ◆はかりは振動に弱いので、運ぶ際にはストッパーをしたり、増おもりを取り外すなど注意をして運んで下さい。
- ※問い合わせは、役場産業振興 ☎82-8826へ。



ゴミを燃やしているときに発生する有害なダイオキシン類は、環境汚染やみなさんの健康への影響が心配されています。このため、家庭でゴミとなったプラスチック、ビニール、発泡スチロールなどは燃やさないで、可燃用ゴミ袋に入れ組合の収集に出すようお願いいたします。

ゴミとなったプラスチックなどは燃やさないで!

ゴミ焼却場周辺のダイオキシン類の測定結果

ゴミを燃やしているときに発生する有害なダイオキシン類は、生環境への影響が心配されています。このため、山武郡環境衛生事業振興組合はゴミ焼却場近くの土壌（水田）を採取し、ダイオキシン類の濃度を測定しました。

この結果、国が定めている環境基準（1g当たり千ピコグラム以下）を大幅に下回る26ピコグラムでした。

※問い合わせは、山武郡環境衛生事業振興組合 ☎8613516へ。

◎1ピコグラム……1兆分の1グラム

***** 横芝駅前広場 ***** ***** 月極有料駐車場利用者募集 *****

- ・ 自 転 車 *バイクは利用できません。
- ・ 自 動 車 *長さ5m、幅2m以内のもの。
- ・ 利用期間 *平成13年4月1日～平成14年3月31日
(1年間)

使 用 料

区 分	使用料(月額)
自 転 車	学 生 2,200円
	一 般 2,400円
自 動 車	5,000円

(注)
*学生は高校生以下の方に適用
*町外の方は、それぞれ5割増しの金額になります。

- ◆ 申 込 期 限 平成13年2月28日(水)まで
*申込者が多数の場合は、抽選になります。
- ◆ 結 果 通 知 3月9日(金)までに葉書で通知致します。
- ◆ 申 込 ・ 問 い 合 わ せ は、役場都市整備課 ☎82-8819へ。

